

ほうじん



公益社団法人 松山法人会

働く皆様の健口と健幸を守るために!

愛顔の健口支援協力事業所 認定制度がスタート



壮・中年期における歯科検診や歯石除去等の受診率向上を目的として、
従業員の歯と口腔の健康づくりに積極的に取り組む会員事業所を
愛媛県が「愛顔の健口支援協力事業所」として認定します!

～ 認定を受けるとこんなメリットがあります ～

- ①社員さんが歯科検診を低額(2,000円)で受けられます。(本来4,000円程度)
(歯石除去等の治療は検診の対象外です)
(受診期間は平成26年6月1日から12月末までです)
- ②事業所が発行する広報物等に愛媛県認定の「愛顔の健口支援協力事業所」の
名称を使用できます。
- ③希望する事業所は、愛媛県中予地方局ホームページに社名を掲載されます。

〈認定の手続き〉お申込・お問合せは、松山法人会事務局(TEL089-941-7711)まで



・愛顔の健口支援協力事業所認定制度	p1	・労務便利「これからの障害者雇用を考える」	p4～p5
・なぜ? 歯科検診が必要なの?	p2	・愛媛県からのお知らせ	p6
・法人税・消費税決算期別研修会	p2	・別府市民運動広場で植樹祭(エコ活事業)	p7
・支部会開催報告	p3	・事業報告会開催(イクメン事業)	p7
・広報誌「ほうじん」が今月号から変わります	p3	・「税に関する絵はがきコンクール」受賞作品決定	p8
		・開設5周年記念事業(えひめ結婚支援センター)	p8

なぜ? 歯科検診が必要なの?

企業は労働安全衛生法に基づいて、従業員に対して健康診断を義務付けていますが、歯科検診はその限りではありません。また、歯科検診が義務付けられているのは学校保健安全法によって高校生までとなっており、就業後、労働可能な年齢で予防として歯科検診を受診する人は多くありません。

歯科医院には『悪くなってから行く』というイメージが定着していますが、近年の研究において、歯周病が全身疾患と密接な関わりがあることが研究によって明らかになっています。特に糖尿病や認知症、肺炎や女性では早産の危険性が高まるなど、歯周病は他人事ではない身近なリスクを抱えることに繋がります。

よって、歯科医院には『悪くなる前に行く』ことによって将来抱えることになるリスクを減らします。これは長期的な医療費支出や労働損失を軽減することになります。

法人会では愛媛県と共に平成26年3月24日から歯科検診を従業員に積極的に勧める事業所に対して認定をされるための推進を行っております。事業所皆様方のご応募お待ちしております。

<申し込みについて>

松山法人会ホームページ上に認定申請書を掲載しておりますので、記入後、松山法人会事務局までご送付下さい。http://www.matuyama_hojinkai.or.jp/

(公社)松山法人会事務局 〒790-0067 大手町2-5-7 愛媛中小企業指導センター内

TEL : 089-941-7711 FAX : 089-947-4251

事業詳細はコチラ <http://www.pref.ehime.jp/chu5431/egao.html>

毎月開催!

法人税・消費税決算期別研修会の全日程が決定しました。

◎決算時の留意事項や税法及び通達等の改正事項についての研修会です。

◎一般の方でも受講できます。

◎当日は申告書に添付する出席票や経営や税務に役立つ有益な資料をお渡しいたします。

◎決算期ごとに研修会(開催日)を分けております。

会 場：愛媛県生活文化センター 第一研修室

講 師：松山税務署担当官 殿

開催時間：午後2時から

研修内容：法人税・消費税・印紙税

*決算期に関係なくいずれの研修会(開催日)に出席いただいてもOK!

*平成27年4月16日の研修会は、午前10時・午後2時からの2回開催いたします。

*駐車場に限りがありますので、公共交通機関をご利用ください。

開催月日	対象決算月
平成26年5月16日(金)	4月
// 6月12日(木)	5月
// 7月24日(木)	6月
// 8月 7日(木)	7月
// 9月11日(木)	8月
// 10月16日(木)	9月
// 11月13日(木)	10月
// 12月11日(木)	11月
平成27年1月14日(水)	12月
// 2月12日(木)	1月
// 3月12日(木)	2月
// 4月16日(木)	3月

第9支部会 講演会

3月6日(木)ホテルJALシティ松山において、第9支部会講演会が開催されました。講師として、第9支部理事でもあり、愛媛県合気道連盟 会長 鈴木 茂 氏に、『我れ、一生修行なり』と題してご講演いただきました。鈴木氏が合気道を始めるきっかけや日々の稽古についてのお話の後、呼吸法やコミュニケーションに至るまで幅広い内容でご講話いただきました。当日は41名のかたにご参加いただき、大変盛況でした。



第10支部会 講演会

2月21日(金)ドリーマーベルフォーレにおいて、第10支部会講演会が開催されました。講師として医療法人鶯友会 牧病院 院長 牧 徳彦 氏をお招きし、『職場のメンタルケア対策』と題してご講義いただきました。実際の事例を交えながら、職場でのストレス要因やその解消法、上司としての対応についてお話しいただきました。当日は38名のかたにご参加いただき、出席者からも「自社の職場環境について考えるいいきっかけとなった」との声が聞かれました。

広報誌「ほうじん」が今月号から変わります。

講読者が読みやすいデザインに表現するため、「ユニバーサルデザイン」の考えを取り入れて表現していきます。文字の種類や、使用する色の使い方で可読率が大きく変わります。

ユニバーサルデザインとは、[ユニバーサル=普遍的な、全体の]という言葉が示しているように、「すべての人のためのデザイン」を意味し、年齢や障がいの有無などにかかわらず、できるだけ多くの人が理解できるデザインにすることを言います。

メーカー推奨のユニバーサルデザインフォント(書体)を使うことで、乱視、近視、弱視の方は小さな文字や複雑な字形は苦手で、誤読を防ぎ、可読率の向上になります。

以上のことを踏まえて今回から気持ちも新たに編集作業を進めていきたいと思っております。

① → も

濁点の部分をすっきりして見やすく

69 → 69

あきを確保して判別し易く

S3 → S3

～全員参加型社会の実現に向けて～

②これからの障害者雇用を考える



社会保険労務士 安井隆悟

社会保険労務士事務所オフィス大地 代表社労士

〒790-0065 松山市宮西1丁目4番43号

大智ビル4階(レンタルオフィスBAS内)

プロフィール：昭和45年北海道生まれ

運送業経営(約13年半)他 労働行政非常勤嘱託職員(2年)を経て、フリーランスの開業社会保険労務士として活動中。

障害者雇用と「共生社会」実現の理念について

はじめに

障害者雇用を推進する施策の根底には、内閣府が提唱する「共生社会」実現の理念があります。「共生社会」とは、これまで十分に社会参加出来なかった障害者等が、地域の中で積極的に社会参加、貢献していくことができる社会であり、年齢や障害の有無に関わらず安心して暮らしていける社会といった意味です。障害者がごく普通に地域で暮らし、地域の一員として共に生活出来る社会を実現するためには、職業による自立を進めることが重要で、とりわけ障害者を直接雇用する事業主と、障害当事者と一緒に働く現場の労働者の理解が必要不可欠です。

障害者雇用納付金制度

障害者雇用納付金制度とは、障害者の雇用に伴う事業主の経済的負担の調整を図るため、対象事業主のうち、法定雇用率(現在一般の民間企業では常用労働者数の2%)を超えている事業主に対し、調整金(1人当たり月額27,000円)を支給する一方、下回っている事業主からは納付金(1人当たり月額50,000円(300人以下の事業主は経過措置で現在40,000円に減額))を徴収し、全体としての障害者の雇用促進を図るための制度です。対象事業主は現在、常用労働者数が200人を超える事業主ですが、平成27年4月からは100人を超える事業主にまで拡大されることとなっており、特に新たに対象となる事業主にとって、1年後を見据えた対策は、まさに喫緊の課題と言えるでしょう。早めの入念な準備が望まれます。

税制上の優遇措置

障害者を多数雇用する企業に対する税制優遇措置の他、それ以外の企業であっても、たとえば障害者の「働く場」への発注促進税制では、就労継続支援事業所(A型・B型)等への発注額を前年度より増加させた企業に対し、固定資産の割増償却を認めています。就労継続支援事業所等では、多くの障害者の方がその能力を発揮し、賃金または工賃を得るため日々一生懸命に働いています。また多くの就労継続支援事業所が、賃金・工賃を支払うための仕事を求めています。これらの事業所に発注することは、「共生社会」実現のための、大きな力にもなります。

障害者雇用って難しいのでは…。

確かに難しい面はあります。障害特性は様々であり、それぞれに応じた配慮が必要です。中にはすぐには利益に繋がらないケースもあると思いますが、障害のある人が障害のない人と共に社会経済活動に参加し、地域の中で働く喜びや、生きがいを見出していくというノーマライゼーションや「共生社会」実現のための取り組みは、今後も着実に進展していくと考えられます。

継続企業として、また、会社は社会の公器でもある側面にも思いをいたし、企業のトップが様々な価値観を受け入れ、新たな価値を生み出そうという考えを持ち、その方針がトップダウンで、現場で働くスタッフに伝わることで、そして現場の声がすぐにトップに伝わることも大切です。

最も大変なのは当事者と共に働くスタッフだと言われています。精神障害者等の場合は、当事者にも管理者にも責任を一人に集中させない、抱え込ませない体制作りが必要です。精神障害者、発達障害者の潜在数はかなり多いと思われます。これらの方々の需要を考えることも企業の発展に繋がるのではないのでしょうか。

事業主に対する主な支援機関

障害者雇用においては、支援者同士、顔の見える関係を構築していくことも大切な要素です。様々な公的支援機関が連携の下、当事者だけでなく、事業主に対する支援活動を実施しています。

関係機関	主な支援メニュー
愛媛障害者職業センター	障害者雇用の相談、情報提供、雇用管理に関する専門的な助言・援助、ジョブコーチの派遣(障害特性を踏まえた専門的な助言・援助)、障害者雇用支援に関する研修等
障害者就業・生活支援センター (県内6カ所に設置)	職場訪問等による就業と生活の両面にわたる一体的な相談・支援、求職活動支援、職場定着支援等
ハローワーク (県内8カ所に設置)	求人受理、職業紹介(仕事と障害者とのマッチング)各種助成制度の相談等
愛媛高齢・障害者雇用支援センター	障害者雇用納付金制度、同制度に基づく助成金等

企業の障害者の雇入れに係る主な助成金

障害者雇用については、障害者雇用納付金制度に基づく、施設・設備等や、雇用管理等を図る事業主に対する助成金等、多岐に渡る助成金が用意されています。ここでは、障害者等の雇入れの促進に係る主な助成金を紹介します。

	特定就職困難者雇用開発助成金	発達障害者・難治性疾患患者雇用開発助成金
対象者	重度障害者等を除く身体・知的障害者 (②は重度及び精神障害者も対象)	発達障害者、難治性疾患患者
雇入れ条件	継続して雇用する雇用保険一般被保険者として雇入れ、助成金の支給終了後も引き続き相当期間雇用することが確実であると認められることなど	障害者手帳を所持していない発達障害・難治性疾患患者をハローワークまたは地方運輸局の紹介により一般被保険者として新たに雇用するなど
支給額	① 週所定労働時間30時間以上 中小企業135万円 大企業50万円	
	② 週所定労働時間20時間以上30時間未満 中小企業90万円 大企業30万円	

※重度障害者等を①で雇い入れた場合、**中小企業240万円** 大企業100万円

障害者初回雇用奨励金(ファースト・ステップ奨励金)

障害者雇用の経験のない中小企業(障害者の雇用義務制度の対象となる労働者数50~300人の中小企業)において、雇用率制度の対象となるような障害者を初めて雇用し、当該雇入れによって法定雇用率を達成する場合に助成。

支給額 120万円(特定就職困難者雇用開発助成金との併給は可能です。)

※受給には、他にもさまざまな要件があります。詳しくは管轄のハローワークへお問い合わせください。

助成金を受給することは、すなわち国の施策に協力することです。受給にあたっては労働基準法をはじめとする、労働社会保険諸法令の遵守が不可欠です。

助成金を活用して適正な労務管理を推進してみませんか。同じ助成金を繰り返し受給し多額の助成金を受給している例も決して希ではありません。国の雇用促進施策は各企業それぞれの創意工夫で新たな素晴らしい雇入れが創出されることを応援しています。

<建設業の皆様へ>

愛媛県からのお知らせ

建設業の経営基盤強化や新分野進出への取組みを支援します!

愛媛県建設産業経営革新等助成事業の実施のお知らせ

本制度は、建設業者の皆様が、経営基盤強化や新分野進出などの経営革新に向けた取組みを行う際に必要とする経費に対して、助成金を交付する制度です!!!

◎ 助成の対象者

県内に主たる営業所を有する建設業者又は建設業者等で構成するグループの方々

◎ 助成の対象となる事業

本業の経営基盤強化や企業合併・連携、新分野への進出やその強化に関する取組み

- (例)・新工法、新技術、新商品等の研究開発に取り組みたい
- ・新商品企画・営業戦略についてコンサルティングを受けたい
 - ・販路開拓のため県内外のイベントや展示会へ参加したい
 - ・新たな事業分野への進出にあたり、採算性等を調査したい
 - ・新たな事業分野へ進出するため社員を専門研修に参加させたい



◎ 補助対象経費

①計画調査費、②研究開発費、③人材養成費、④販路開拓費に該当するもの(新分野進出可能性調査事業の場合は④販路開拓費を除く。)で、補助金交付決定後から平成26年度内に契約・支出される経費が助成の対象となります。

◎ 助成金額

本制度の助成金は、上記の補助対象経費について以下の事業区分にしたがって交付されます。

- ・本業の経営基盤強化や企業合併・連携に関する事業 ⇒ 1/2以内(上限額200万円)
 - ・新分野進出への取組みに関する事業 ⇒ 2/3以内(上限額200万円)
 - ・新分野強化への取組みに関する事業 ⇒ 1/2以内(上限額200万円)
- ※新分野進出後1年以上経過している場合は「新分野強化」として1/2以内になります。
- ・新分野進出の実現可能性の調査に関する事業 ⇒ 1/2以内(上限額100万円)

◎ 応募の手続き

詳しくは募集開始時に愛媛県ホームページにて公表する「募集要項」をご覧のうえ、助成を希望される方は、「補助事業実施要望書」を応募期間内に下記提出先に提出してください。

- ・応募期間:平成26年4月7日(月)～平成26年5月9日(金)
- ・「募集要項」(補助事業実施要望書の様式含む)は、下記のお問い合わせ先で配布するほか、インターネットで下記アドレス先にアクセスしていただき入手できます。

【愛媛県のホームページから→「仕事と産業」→「土木・建築」→「えひめの土木」へ!】

◎ 補助対象者の採択について

補助事業の採択につきましては、第三者の外部専門家を含めた審査会により決定します。

◇◇◇お問い合わせ、要望書の提出先◇◇◇

愛媛県経済労働部産業支援局 経営支援課 地域産業係 伊賀、濱田

〒790-8570 松山市一番町四丁目4-2

TEL: 089-912-2484 FAX: 089-912-2479

Email: keieishien@pref.ehime.jp

※事前のご相談も承りますので、申請を検討される方はお早めにご相談ください。

CO₂削減エコ活コーディネート事業

別府市民運動広場で植樹祭! 平成25年度共同植樹祭



『CO₂削減エコ活コーディネート事業』では、活動成果である苗木を『森のあるまちづくり』をすすめる会へ寄贈し、同会主催、法人会共催の共同植樹祭を3月23日(日)、松山市別府第一・第二市民運動広場で行った。

当日は、当事業に参加した企業の従業員約200名が参加しシャリンバイ等の苗木980本を植樹いたしました。

参加者は、苗木を植えワラを敷き、参加した子どもたちは「大きなあれ」と木々の成長を願いました。

当事業は平成23年1月より、愛媛県より委託を受け、企業・団体を訪問し、経営者や従業員とその家族にCO₂削減の意識を普及させ、継続的にエコ活動を取組むことにより、家庭や職場でできるエコ活動の意識を継続させ、活動の成果に応じた苗木を、参加企業や各団体に寄贈することで街に緑を増やす取組をしてまいりました。



平成23年4月以降、参加企業・団体2,621社、28,906世帯が参加し、全体のCO₂削減量は約743トンとなりました。

また、約9000本を県内各企業・団体に植樹いたしました。

今後も当事業をきっかけに、家庭や職場で楽しみながらエコ活動を続けていただければ幸いです。

これまでご協力、ご参加くださいました企業、および従業員のみなさま本当にありがとうございました。

「探って・見つめて笑集(えみ・つどう)家族」

平成25年度事業報告会

今年度3年目となった愛媛県受託事業「えひめのイクメン魅力アップ推進事業」平成25年度事業報告会「探って・見つめて笑集(えみ・つどう)家族」が、3月9日に松山市男女共同参画推進センター(コムズ)にて行われました。

当日は、「えひめのイクメン魅力アップ推進事業」の実施したセミナー・イベントに参加されたことのある方々を中心に約30名が出席、平成25年度のセミナーやアンケート結果の報告、家庭や職場でありがちな場面をスタッフが演じたビデオクリップを見てのディスカッション、イクメンセミナーから誕生したお父さんグループによる絵本の読み聞かせが行われました。

アンケートは、県内企業58社1080名の男性を対象として行われました。その中で「イクメン社員の仕事のイメージは」に対しては、「効率的に働く」「段取り上手」「多角的なものの見方ができる」「人間関係の達人」といった肯定的なイメージは、昨年の71.5%から12ポイントアップの83.7%となり、「仕事をしない」「協調性に欠ける」の6.9%を大きく上回っています。イクメンに対する肯定的なイメージが年々浸透していることを報告した。



ビデオクリップを見てのディスカッションでは、育児・家事をしようとする息子に対し、父親が「家事より残業しろ」と言って、妻との間の板ばさみになった事例なども発表されました。

最後の絵本の読み聞かせでは、お父さんたちの素人ながらも熱のこもった読み聞かせと紙芝居に子どもたちは目を輝かせて話を聴いていました。

